**平成２７年（フ）第６６８号**
熊本市南区元三町３丁目９番５号　コーポ岡村Ｂ201
債務者　中野　幸恵
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第６７６号**
熊本市東区戸島１丁目４番24―２号
債務者　佐々木まどか
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第１４１号**
福島県須賀川市前川45番地２　中村コーポ201号、前住所福島県須賀川市芦田塚198番地県営５―22号
債務者　荒牧由美子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２７年（フ）第１４６号**
福島県須賀川市芦田塚198番地　県営５―22号
債務者　橋本　　章
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２７年（フ）第３６号**
兵庫県揖保郡太子町下阿曽133番地７
債務者　宮内　真紀
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２７年（フ）第６４７号**
熊本市西区島崎４丁目５番35号
債務者　浦川　正光
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第５５８号**
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥５丁目８番地の５　かがり荘202号、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町土肥４丁目７番地の１
債務者　大久保宏子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第５７３号**
神奈川県小田原市久野17番地の２　サンライズマンション301
債務者　山下美智子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第１８３号**
松江市東津田町2168番地486
債務者　小林　真次
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１１０号**
山口県防府市敷山町32番３号
債務者　松本　光子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第３３号**
大分県杵築市大字奈多194番地26　メゾン奈多Ｂ101
債務者　松本　　剛
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月24日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２７年（フ）第４７９３号**
大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目６番19号
債務者　岡本　美礼（旧姓上林）
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４９２９号**
大阪市西淀川区佃２丁目５番24―1004号
債務者　加藤　栄次
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５０７６号**
大阪府高槻市真上町６丁目13番５―406号、前住所大阪府寝屋川市北大利町15番16号
債務者　安藤　　僚
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５１５６号**
大阪府八尾市志紀町１丁目２番地の２　グレイスセゾン102号
債務者　寺井まゆみ
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５２１０号**
大阪府摂津市千里丘２丁目15番34―202号
債務者　河野　将矢
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部